



宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 5 月 18 日 (木 曜 日) 第 407 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○保安林の指定…………… (自然環境課) 1	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先 人不明について…………… (“) 1	
○林業用種苗生産事業者登録内容の変更…………… (森林経営課) 2	
○道路の区域の変更 (4 件) …………… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始 (4 件) …………… (“) 3	
○道路の占用を制限する区域の指定 (3 件) …… (道路保全課) 3	
公 告	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (8 件) …… (農村整備課) 4	
○土地改良区の定款変更の認可 (2 件) …… (“) 8	
○県営土地改良事業計画の策定…………… (“) 9	
○県営土地改良事業計画の変更…………… (“) 9	
○県営土地改良事業の工事の完了…………… (“) 9	
○入札公告…………… 9	
○落札者等の公告…………… 10	
病 院 局 公 告	
○入札公告…………… 10	

告 示

宮崎県告示第 387号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第 283号) 第15条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
藤元 静太郎	藤元総合病院	都城市	外科	令和5年5月1日
尾崎 雅孝	医療法人悠隆会 田中医院	延岡市	内科	令和5年5月1日
坂田 鋼治	彩り在宅クリニック	都城市	内科	令和5年5月1日
海老原 卓	医療法人宏仁会 メディカルシティ 東部病院	都城市	内科	令和5年5月1日

宮崎県告示第 388号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字小向1887-13、1887-16、1887-21、1887-22、1887-31、1887- 109、1894-26
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は択伐による。
字小向1887-13・1887-21・1887-22・1894-26 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、1887- 109
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 389号

保安林の指定施業要件の変更予定 (令和5年宮崎県告示第 274号) に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する諸塚村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
諸塚村役場
河野義男、甲斐一一、甲斐佐、甲斐春三郎、甲斐敏治、黒木荒次郎、川口彦市、本田宗吉、本田留太郎、林田熊之助
- 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定である。
 (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和5年宮崎県告示第 274号によること。

宮崎県告示第 390号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録内容の変更の届出があった。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

登録番号	変更した者	変更した事項	変更前	変更後
1411	安藤合同会社	生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所	苗木 宮崎県宮崎市田野町乙 11894	苗木 宮崎県宮崎市田野町乙 11894、 宮崎県小林市細野4429-12

宮崎県告示第 391号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年5月18日から同年6月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	388号	東臼杵郡門川町大字川内字上庭谷3834番8地先から同郡同町同大字字前平3831番8地先まで	旧	6.5～41.3	158.9
				新	15.3～42.3	163.2

宮崎県告示第 392号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年5月18日から同年6月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	388号	東臼杵郡門川町大字川内字前平3820番33地先から同郡同町同大字同字3820番31地先まで	旧	5.3～28.6	349.1
				新	18.3～32.4	349.1

宮崎県告示第 393号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年5月18日から同年6月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	388号	東臼杵郡門川町大字川内字前平3806番1地先から同郡同町同大字同字3805番5地先まで	旧	5.1～23.4	191.0
				新	6.2～28.0	191.0

宮崎県告示第 394号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年5月18日から同年6月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字下野字上広木野1096番1地先から同郡同町同大字同字1094番2地先	旧	3.6～14.5	74.5
				新	14.9～30.4	74.5

まで

宮崎県告示第 395号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年5月18日から同年6月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	東臼杵郡門川町大字川内字前平3820番33地先から同郡同町同大字同字3820番31地先まで	令和5年5月18日

宮崎県告示第 396号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年5月18日から同年6月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	東臼杵郡門川町大字川内字前平3806番1地先から同郡同町同大字同字3805番5地先まで	令和5年5月18日

宮崎県告示第 397号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年5月18日から同年6月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字下野字上広木野1096番1地先から同郡同町同大字同字1094番2地先まで	令和5年5月18日

宮崎県告示第 398号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年5月18日から同年6月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
316	県道	小川越野尾線	児湯郡西米良村大字越野尾字窪224番13地先から同郡同村同大字同字224番21地先まで	令和5年5月18日

宮崎県告示第 399号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年5月18日から同年6月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡門川町大字川内字上庭谷3834番8地先から同郡同町同大字字前平3831番8地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮

設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年6月2日

宮崎県告示第 400号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年5月18日から同年6月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡門川町大字川内字前平3820番33地先から同郡同町同大字同字3820番31地先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年6月2日

宮崎県告示第 401号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年5月18日から同年6月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡門川町大字川内字前平3806番1地先から同郡同町同大字同字3805番5地先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年6月2日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、船引土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	長 友 亨 治	宮崎市末広2丁目2番地30アルファスマート高松通り 407
理 事	成 合 幸 郎	宮崎市清武町加納甲3075番地
理 事	渡 邊 裕 司	宮崎市清武町船引6673番地
理 事	田 代 敏 徳	宮崎市清武町船引7074番地 3
理 事	長 友 悠 祐	宮崎市清武町船引5710番地 2
理 事	串 間 功 昌	宮崎市清武町船引7205番地
理 事	原 俊 男	宮崎市清武町船引7204番地
理 事	日 高 兼 一 郎	宮崎市清武町加納乙 547番地 5
監 事	貴 島 一 幸	宮崎市清武町船引6853番地 5
監 事	野 崎 和 文	宮崎市清武町船引1413番地

（任期：令和7年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 政 章	宮崎市清武町船引7261番地
理 事	黒 木 宗 男	宮崎市清武町船引7306番地 1
理 事	渡 邊 裕 司	宮崎市清武町船引6673番地
理 事	田 代 敏 徳	宮崎市清武町船引7074番地 3
理 事	増 田 光 則	宮崎市清武町船引7112番地 4
理 事	崎 田 善 和	宮崎市清武町船引7289番地
理 事	松 田 真 郎	宮崎市清武町加納丙1351番地 2

理 事	成 合 幸 郎	宮崎市清武町加納甲3075番地
理 事	長 友 透	宮崎市清武町船引7087番地
理 事	長 友 亨 治	宮崎市末広2丁目2番地30アルファスマート高松通り 407
監 事	貴 島 一 幸	宮崎市清武町船引6853番地 5
監 事	野 崎 和 文	宮崎市清武町船引1413番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、佐土原町土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	赤 池 克 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
理 事	郡 司 武 光	宮崎市佐土原町下那珂 11621番地
理 事	三 浦 浩 幸	宮崎市佐土原町下那珂1134番地の5
理 事	矢 野 政 治	宮崎市佐土原町下那珂2961番地 4
理 事	廣 常 高 一	宮崎市佐土原町下那珂58番地41
理 事	河 崎 康 幸	宮崎市佐土原町東上那珂 11906番地
理 事	山 地 修 司	宮崎市佐土原町下那珂1125番地14
理 事	佐 藤 秋 吉	宮崎市佐土原町下那珂9086番地 3
理 事	福 田 光 洋	宮崎市大字塩路2935番地 1
理 事	甲 斐 満	宮崎市佐土原町西上那珂 660番地
監 事	菅 浩 和	宮崎市佐土原町東上那珂5911番地
監 事	西 岡 賢 治	宮崎市佐土原町下那珂2966番地46
監 事	比 恵 島 章 之	宮崎市佐土原町上田島1198番地 3

（任期：令和9年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	赤 池 克 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
理 事	鈴 木 孝 明	宮崎市佐土原町下那珂2964番地トの10
理 事	佐 藤 利 巳	宮崎市佐土原町下那珂9116番地
理 事	三 浦 浩 幸	宮崎市佐土原町下那珂1134番地の5
理 事	宇 佐 見 秀 夫	宮崎市佐土原町下那珂2966番地26
理 事	郡 司 武 光	宮崎市佐土原町下那珂 11621番地
理 事	戸 敷 榮 一	宮崎市佐土原町西上那珂4158番地
理 事	廣 常 高 一	宮崎市佐土原町下那珂58番地41
理 事	菅 浩 和	宮崎市佐土原町東上那珂5911番地
理 事	原 直 行	宮崎市佐土原町下那珂2966番地 3
監 事	河 崎 康 幸	宮崎市佐土原町東上那珂 11906番地
監 事	矢 野 政 治	宮崎市佐土原町下那珂2961番地 4
監 事	山 地 修 司	宮崎市佐土原町下那珂1125番地14

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、森田土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	小 野 博 嗣	都城市野々美谷町1540番地 3
理 事	山 下 博 司	都城市野々美谷町 468番地 4
理 事	永 山 忠 男	都城市野々美谷町2167番地
理 事	中 村 英 子	都城市下川東2丁目3372番地川東団地県住58-3-11
理 事	吹 上 利 幸	都城市野々美谷町3329番地 1
理 事	中 村 正 一	都城市野々美谷町 927番地 1

(任期：令和9年4月1日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	永 山 忠 義	都城市野々美谷町 472番地 1
理 事	吹 上 五 男	都城市野々美谷町3010番地 1
理 事	瀬戸山 正 一	都城市野々美谷町3274番地 2
理 事	中 島 広 文	都城市野々美谷町3352番地 1
理 事	日 高 光 国	都城市野々美谷町1522番地
理 事	来 住 正 義	都城市野々美谷町 886番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、上方土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	市 来 洋一郎	えびの市大字原田3821番地
理 事	東 田 信 一	えびの市大字上江 157番地 6
理 事	松 元 丈 男	えびの市大字原田2605番地 1
理 事	川 野 篤 男	えびの市大字前田 135番地 2
理 事	岩 元 浩 善	えびの市大字杉水流 599番地
理 事	勘 場 孝 次	えびの市大字大河平1837番地
理 事	溝 口 幸 男	えびの市大字大河平1596番地 5
理 事	横 山 忠 史	えびの市大字原田2210番地
理 事	田ノ畑 徳 和	えびの市大字杉水流 176番地 2
理 事	山 野 敏 博	えびの市大字原田 397番地
理 事	畑 田 利 次	えびの市大字坂元 500番地
理 事	宮 崎 弘 一	えびの市大字原田 258番地
理 事	福 留 修	えびの市大字原田1637番地 1

監 事	宮久保 政 治	えびの市大字杉水流 674番地
監 事	外 野 正 巳	えびの市大字原田3025番地 1
監 事	梅 北 悟	えびの市大字原田3595番地

(任期：令和7年4月6日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	市 来 洋一郎	えびの市大字原田3821番地
理 事	東 田 信 一	えびの市大字上江 157番地 6
理 事	松 元 丈 男	えびの市大字原田2605番地 1
理 事	川 野 篤 男	えびの市大字前田 135番地 2
理 事	岩 元 浩 善	えびの市大字杉水流 599番地
理 事	大正水流 義則	えびの市大字坂元 624番地 2
理 事	原 田 文 吾	えびの市大字杉水流 2 番地
理 事	勘 場 孝 次	えびの市大字大河平1837番地
理 事	溝 口 幸 男	えびの市大字大河平1596番地 5
理 事	横 山 忠 史	えびの市大字原田2210番地
理 事	田ノ畑 徳 和	えびの市大字杉水流 176番地 2
理 事	山 野 敏 博	えびの市大字原田 397番地
理 事	大木場 利 明	えびの市大字原田1954番地 5
監 事	宮 野 郁 二	えびの市大字杉水流 704番地
監 事	下 原 政 人	えびの市大字前田1100番地
監 事	梅 北 悟	えびの市大字原田3595番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、南俣土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	仮屋田 浩	西諸県郡高原町大字広原3358番地 2
理 事	川 崎 キヨ子	西諸県郡高原町大字広原3328番地
理 事	盛 満 洋 子	西諸県郡高原町大字広原2048番地
理 事	奥 巳津夫	西諸県郡高原町大字広原1449番地
理 事	田 中 一 成	西諸県郡高原町大字広原2260番地
理 事	吉 永 茂	西諸県郡高原町大字広原1035番地 1
理 事	佐 藤 哲 夫	西諸県郡高原町大字広原 801番地
理 事	能 勢 洋 徳	小林市堤3575番地
監 事	仮屋田 稔	西諸県郡高原町大字広原3354番地
監 事	福 澤 修	西諸県郡高原町大字広原2091番地

(任期：令和8年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	福 澤 修	西諸県郡高原町大字広原2091番地
理 事	仮屋田 稔	西諸県郡高原町大字広原3354番地
理 事	稲 盛 律 夫	西諸県郡高原町大字広原3546番地
理 事	吉 永 睦 男	西諸県郡高原町大字広原2086番地
理 事	盛 満 史 郎	西諸県郡高原町大字広原2135番地
理 事	黒 木 一 人	西諸県郡高原町大字広原1073番地 9
理 事	水 町 洋 喜	西諸県郡高原町大字広原1352番地 2
理 事	山之口 利 光	小林市堤2319番地 2
監 事	前 原 淳 一	西諸県郡高原町大字広原1523番地 3
監 事	久 保 良 廣	西諸県郡高原町大字広原 892番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、湯之元土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	栢 木 信 治	西諸県郡高原町大字蒲牟田5273番地
理 事	寺 前 辰 雄	西諸県郡高原町大字蒲牟田6501番地
理 事	有 馬 久 江	西諸県郡高原町大字蒲牟田6493番地
理 事	廣 山 輝 男	西諸県郡高原町大字蒲牟田7500番地 3
理 事	永 野 博 文	西諸県郡高原町大字蒲牟田7124番地
理 事	坂 口 昭 弘	西諸県郡高原町大字蒲牟田 188番地
監 事	西 川 嘉 宏	西諸県郡高原町大字蒲牟田6444番地 1
監 事	野 元 力 男	西諸県郡高原町大字蒲牟田55番地 2

(任期：令和8年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	栢 木 信 治	西諸県郡高原町大字蒲牟田5273番地
理 事	岩 元 洋 一	西諸県郡高原町大字蒲牟田7150番地 1
理 事	久保田 芳 人	西諸県郡高原町大字蒲牟田 288番地
理 事	中 村 哲 男	西諸県郡高原町大字西麓1570番地 1
理 事	宮 永 芳 廣	西諸県郡高原町大字蒲牟田6538番地

理 事	藤 井 五 男	西諸県郡高原町大字蒲牟田7555番地
監 事	西 川 嘉 宏	西諸県郡高原町大字蒲牟田6444番地 1
監 事	新 地 和 廣	西諸県郡高原町大字蒲牟田5627番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、宇都土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	外 村 善 昭	西諸県郡高原町大字蒲牟田4366番地 2
理 事	田 中 裕 輝	西諸県郡高原町大字蒲牟田3290番地
理 事	伊 尻 利 郎	西諸県郡高原町大字蒲牟田7419番地 1
理 事	日 高 秀 一 朗	西諸県郡高原町大字蒲牟田4956番地
理 事	田 上 克 弘	西諸県郡高原町大字蒲牟田7859番地 1
理 事	外 村 和 美	西諸県郡高原町大字蒲牟田2921番地
理 事	平 野 秀 晴	西諸県郡高原町大字蒲牟田1298番地 23
監 事	宇 都 義 暁	西諸県郡高原町大字蒲牟田4975番地 1
監 事	真 方 実 喜 男	西諸県郡高原町大字蒲牟田7304番地

(任期：令和8年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	外 村 善 昭	西諸県郡高原町大字蒲牟田4366番地 2

理 事	田 中 裕 輝	西諸県郡高原町大字蒲牟田3290番地
理 事	今 西 純 良	西諸県郡高原町大字広原4383番地 2
理 事	勝 目 健 市	西諸県郡高原町大字蒲牟田7898番地 104
理 事	永 野 昭 浩	西諸県郡高原町大字蒲牟田7124番地
理 事	村 内 忠 雄	西諸県郡高原町大字蒲牟田3510番地
理 事	鳥 集 公 則	西諸県郡高原町大字蒲牟田3299番地 1
監 事	宇 都 義 暁	西諸県郡高原町大字蒲牟田4975番地 1
監 事	真 方 実 喜 男	西諸県郡高原町大字蒲牟田7304番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、新富土地改良区（新富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	井 上 喜 仁	児湯郡新富町大字新田2294番地

(任期：令和6年4月28日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	秋 山 征 則	児湯郡新富町大字新田2299番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、石崎土地改良区（宮崎市）から令和5年4月14日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、蒲牟田土地改良区（高原町）から令和5年3月28日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条第 1 項の規定により走山地区県営土地改良事業(宮崎市、ため池等整備事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年5月18日から令和5年6月15日まで

3 縦覧場所

宮崎市役所農政部農村整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第88条第 1 項の規定により、内山東地区県営土地改良事業(宮崎市、県営畑地帯総合整備事業)に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年5月18日から令和5年6月15日まで

3 縦覧場所

宮崎市高岡総合支所農林建設課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変更」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
平 廻	宮崎市	ため池等整備事業 (危険ため池)	令和5年3月28日

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 物品 トナーカートリッジ等の単価契約
- (2) 納入期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (3) 納入場所 指定場所
- (4) 入札方法 (1)の物品について入札を実施する。落札決定に当たっては入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和5年宮崎県告示第 120号に規定する資格を有する者であること。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の仕様を満たし、当該物品を確実に納入できると認められる者であること。
- (4) 本件の物品について、納入先の求めに応じ物品の取替等に速やかに対応できると認められる者であること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第 154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第 225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- (7) 経営者等(法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。))又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。))若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加申請書を令和5年6月26日(月)午後5時までに下記13の場所に提出(持参又は送付とするが、送付にあっては、書留郵便又はそれと同等手段に限り、令和5年6月26日(月)午後5時必着とする。)しなければならない。また、参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- 4 同等品審査について
基準品として示す商品以外の同等品で入札に参加しようとする場合には、当該商品の仕様、規格及び品番の分かるカタログ等を宮崎県警察本部警務部情報管理課に提出し、令和5年6月26日(月)午後5時までに事前承認を受け、下記13の場所に提出しなければならない。
- 5 契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法
2(1)に掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。
- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期間
令和5年5月18日(木)から令和5年6月26日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前8時30分から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 6 契約条項を示す場所及び期間
(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110
(2) 期間 令和5年5月18日(木)から令和5年6月27日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
(2) 期間 令和5年5月18日(木)から令和5年6月26日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
(1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
(2) 期限 令和5年6月28日(水)午前11時(郵送にあっては、令和5年6月27日(火)午後5時必着とする。)
(3) 方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等手段に限る。)とする。
- 9 開札の場所及び日時
(1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
(2) 日時 令和5年6月28日(水)午前11時
- 10 入札保証金
宮崎県財務規則第100条第2項の規定による。
- 11 入札の無効に関する事項
宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 12 落札者の決定の方法
予定価格以内で推定総金額が最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 13 契約に関する事務を担当する部局
宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- 14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 15 その他
(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、

調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Unit price contract of A Toner Cartridges and the other items. The term of a contract is to be held from the conclusion of a contract to the 31 March, 2024.

(2) Time limit for tender: 11:00 a.m. 28 June, 2023 (tenders submitted by post 5:00 p.m. 27. June, 2023)

(3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110.

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和5年5月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 随意契約に係る件名

財務会計システムサーバ用ソフトウェア賃貸借及び保守

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県会計管理局会計課システム管理担当

宮崎市橋通東2丁目10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通 J a p a n 株式会社 宮崎支社

宮崎市錦町1番10号

株式会社 J E C C

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 随意契約に係る契約金額

66,600,600円

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号に基づく随意契約

病院局公告

入札広告

県立2病院ネットワーク機器等更新業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

令和5年5月18日

宮崎県病院局長 吉村 久人

1 企画提案競技に付する事項

(1) 特定役務の種類 県立2病院ネットワーク機器等更新業務

(2) 特定役務の特質等 県立2病院ネットワーク機器等更新業務委託企画提案競技仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 契約期間

ア 構築作業

契約締結の日から令和6年3月31日まで

イ 保守業務

発注者及び受注者間の協議による(長期継続契約:5年)

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

この企画提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件を

全て満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
 - (2) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者であること。
 - (6) 平成30年4月度以降に、一般病床400床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的病院(医療法第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院)のネットワーク構築業務を1件以上受託し、履行した実績を有すること。
- 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法
- 2(1)に掲げる資格を有しない者で、企画提案競技への参加を希望する者は、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。ただし、入札参加資格審査が、企画提案書の提出期限に間に合わない場合がある。
- (1) 受付窓口
 - ア 持参による受付
宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
 - イ 郵便による受付
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
 - (2) 問合せ先
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 電話番号0985(26)7208 FAX0985(26)7537 電子メール(buppinkanri@pref.miyazaki.lg.jp)
 - (3) 申請書様式等
宮崎県ホームページからダウンロード
トップ>県政情報>各種申請・手続き>申請書ダウンロード>組織別一覧>【物品管理調達課】申請書等一覧>随時受付競争入札参加資格審査申請書(物品等)(令和2年10月1日から)
- 4 県立2病院ネットワーク機器等更新業務企画提案競技実施要領(以下「実施要領」という。)及び仕様書等の配布場所及び配布期間
- (1) 場所 宮崎市橋通東1丁目9番18号 郵便番号 880-8501 宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当 電話番号0985(26)7629
 - (2) 期間 令和5年5月18日から令和5年6月15日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 5 企画提案競技に関する質問
- (1) 質問
この企画提案競技に関し質問がある場合は、質問書を次により提出するものとする。

- ア 提出期限 令和5年6月15日午後5時
 - イ 提出先 宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当
 - ウ 提出方法 電子メール(keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp)で提出すること。
- (2) 回答
質問に対する回答は、次のとおり行う。
- ア 回答方法 原則として質問書が提出された日から3日以内(土曜日及び日曜日を除く。)に質問者へ電子メールで回答する。
 - イ その他 質問の内容が、仕様書に関する重要な事項の場合は、県庁ホームページにて回答を掲載することがある。
- 6 企画提案競技参加申込書の提出先、提出期限及び提出方法
企画提案競技への参加を希望する者は、次により企画提案競技参加申込書を提出すること。
- (1) 提出先 宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当
 - (2) 提出期限 令和5年6月15日午後5時
 - (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。なお、郵送の場合であっても上記の日時必着とする。)
- 7 企画提案書の提出先、提出期限及び提出方法
- (1) 提出先 宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当
 - (2) 提出期限 令和5年6月22日午後5時
 - (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。なお、郵送の場合であっても上記の日時必着とする。)
- 8 受託候補者の選定方法
資格審査の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する審査委員会の審査を経て受託候補者を選定するものとする。
- 9 企画提案の無効
次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。
- (1) 企画提案競技に参加する資格のない者が提案したとき。
 - (2) 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。
 - (3) 同一者が2件以上の企画提案をしたとき。
 - (4) 企画提案に関して不正の行為があったとき。
 - (5) 見積書の金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき。
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。
- 10 企画提案競技に関する事務を担当する部署
宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当
- 11 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 12 その他
- (1) この企画提案競技による調達、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理において、宮崎県政府調達苦情検討委員会の調達手続の停止等に関する要請を受けた場合は、調達手続の停止等を行うことがある。
 - (3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。
 - (4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。
- 13 Summary
- (1) Nature and quantity of the service required: Construction of network equipment for 2 Prefectural Hospitals.

- (2) Proposal submission deadline: 5:00 p.m. 22 June 2023.
- (3) Point of contact: Administration Division, Prefectural Hospital Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1-9-18 Tachibanadori-higashi, Miyazaki-city, 880-8501, Japan. TEL: +81-985-26-7629